



福岡医発第162号（総）

平成28年4月14日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

（公印省略）

「日医かかりつけ医機能研修制度」の実施並びに
「平成28年度応用研修会」の開催について

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、各医師会生涯教育担当理事者会（2月12日開催）、第4回各医師会長連絡協議会（2月18日開催）にてご説明致しましたとおり、平成28年度から日本医師会において標記制度が開始されることになりました。

本制度は、超高齢社会におけるかかりつけ医の役割が今後益々重要になることから、地域住民に信頼される「かかりつけ医機能」のあるべき姿を評価し、その能力を維持・向上させることを目的としたもので、本会が平成25年度から募集し実施しております「福岡県医師会認定総合医（新かかりつけ医）制度」を倣った内容となっております。

しかしながら、認定要件であります生涯教育制度認定証の取得と学校医や検診業務等地域における保健医療活動の実施については同じであるものの、日医かかりつけ医機能研修制度には、応用研修の受講が必要となっております。

「福岡県医師会認定総合医（新かかりつけ医）制度」は、発足当初から、専門医制度を見据える一方で、日本医師会認定生涯教育制度に則り、自己研鑽を積みながら地域において保健医療活動を行い、地域医療に貢献されている医師がかかりつけ医であるという考えを基本としておりますので、本会全理事会において協議の結果、「地域のかかりつけ医は医師会会員である」という趣旨で実施しております本会の認定総合医制度はそのままの形で継続推進し、応用研修の受講が必要な日医かかりつけ医機能研修制度の取得は希望により申請いただくという形としてご案内することに致しました。

また、今般、日本医師会より別紙日程のとおり「日医かかりつけ医機能研修制度応用研修」の案内があり、受講希望者に対し、本会館においてTV会議（サテライト）により実施することに致しましたので、貴会会員にご案内いただきますようお願い申し上げます。

なお、福岡県医師会認定総合医（新かかりつけ医）制度認定者は「日医かかりつけ医機能研修制度」の認定取得可能な方が多いと考えられますので、本会より別途ご案内致します。受講希望者は所属の医師会へお問合せいただくように致しますので貴会にてお取り纏め頂きますようお願いいたします。

■日医かかりつけ医機能研修制度 平成 28 年度応用研修会

日 時：平成 28 年 5 月 22 日（日）10：00～17：15

会 場：福岡県医師会館 5 階（テレビ会議配信 サテライト）

福岡市博多区博多駅南 2-9-30 TEL：092-431-4564

内 容：別紙 1 プログラム参照

受講申込み：各郡市医師会でお取り纏め、受講予定者名簿にて5 月 14 日（土）までに
メール（fpma-somu@fukuoka.med.or.jp）にてご回報ください。

※原則、事前申込みがない方は受講できません。

テキスト代：1,500 円（当日徴収いたします）

配布資料：当日、テキストを配布いたします。

取得できる単位：日医生涯教育制度 6 単位・10 カリキュラムコード

（2. 10. 12. 19. 47. 49. 73. 80. 81. 82）が付与される予定。

日医かかりつけ医機能研修制度修了申請時の前 3 年間ににおいて必要
項目の 10 単位の取得が必要です。

受講管理：本研修会は受講した講義の単位のみが付与されますので、遅刻・早退の時間
を管理することになっております。受付に常時職員を配置し、所定の受講票
をもって開始前と終了後に受講の確認を致します。また、早退や遅刻をした
講義は受講が認められませんので予めご了承ください。

医師資格証をお持ちの方はご持参ください。

受講証明：修了申請に必要な「受講証明書」が 6 月に日医より参りますので本会から受
講者にお送り致します。

そ の 他：①当日は会場にてお弁当を販売します。（500 円・お茶つき）

②無料託児室を設置いたします。ご希望の場合は事前の申込みが必要となり
ますので、5 月 13 日（金）までに本会事務局総務課（TEL 092-431-4564）
へご連絡ください。

問い合わせ先：公益社団法人福岡県医師会

総務課・地域医療課（米永・原・國武・厚地）

小郡三井医師会より

学術・生涯教育担当理事 権藤秀之
会長 廣瀬真恵

上記研修会出席ご希望の方は、別紙にて 5 月 10 日までに当医師会事務局へお申し込みく
ださい。

小郡三井医師会宛(締切5月10日(火))

FAX73－1559

受講予定者名簿

日医かかりつけ医機能研修制度 平成28年度応用研修会
(平成28年5月22日)

医療機関名

名称	医籍登録番号 (半角数字)	受講者氏名 (全角)	受講者フリガナ (全角カナ)	生年月日 (YYYY/MM/DD)
備考	4桁～6桁	姓と名の間には全角スペースを1つ入れて下さい。	カナ姓とカナ名の間には全角スペースを1つ入れて下さい。	西暦を用いて10桁で入力して下さい。
	123456	県医 太郎	ケンイ タロウ	1980/01/01
	3456	県医 花子	ケンイ ハナコ	1963/09/01
1				
2				
3				
4				
5				

日医かかりつけ医機能研修制度 平成 28 年度応用研修会

プログラム

開催日：平成 28 年 5 月 22 日（日）

会 場：日本医師会「大講堂」

総合司会：小森 貴 常任理事

10:00	(1) 開会・挨拶 (5 分)	日本医師会長 横倉 義武
	(2) 講義	(座長：鈴木邦彦 常任理事)
10:05	1. かかりつけ医の倫理 (60 分)	新田 國夫 (全国在宅療養支援診療所連絡会 会長) 箕岡 真子 (東京大学大学院医学系研究科 医療倫理学分野 客員研究員)
11:05	2. 生活習慣病 (60 分)	寺本 民生 (帝京大学 臨床研究センター センター長)
12:05	< 休憩・昼食 > (55 分)	
		(座長：羽鳥裕 常任理事)
13:00	3. フレイル予防、高齢者総合機能評価 (CGA)・老年症候群 (60 分)	飯島 勝矢 (東京大学 高齢社会総合研究機構 准教授)
		(座長：松本純一 常任理事)
14:00	4. かかりつけ医の摂食嚥下障害 (60 分)	山脇 正永 (京都府立医科大学 学長特別補佐)
	< 休憩 > (10 分)	
		(座長：釜菴敏 常任理事)
15:10	5. かかりつけ医の在宅医療・緩和医療 (60 分)	草場 鉄周 (医療法人 北海道家庭医療学センター 理事長) 和田 忠志 (いらはら診療所 在宅医療部)
		(座長：小森貴 常任理事)
16:10	6. 症例検討 (60 分)	草場 鉄周 (医療法人 北海道家庭医療学センター 理事長)
17:10	(3) 閉会・挨拶 (5 分)	日本医師会常任理事 鈴木 邦彦
17:15	(4) 終了	

※内容等が変更となる場合があります。

(28. 3. 10 現在)

受講予定者名簿

日医かかりつけ医機能研修制度 平成28年度応用研修会
(平成28年5月22日)

名称	医籍登録番号 (半角数字)	受講者氏名 (全角)	受講者フリガナ (全角カナ)	生年月日 (YYYY/MM/DD)	性別 (半角数字)	郡市医師会名	所属医療機関名	所属医療機関 郵便番号	所属医療機関住所	所属医療機関 電話番号
備考	4桁～6桁	姓と名の間には全角スペースを1つ入れて下さい。	カナ姓とカナ名の間には全角スペースを1つ入れて下さい。	西暦を用いて10桁で入力して下さい。	1:男性 2:女性					
	123456	県医 太郎	ケンイ タロウ	1980/01/01	1	〇〇医師会	〇〇病院	812-8551	福岡市博多区博多駅南2-9-30	092-431-4564
	3456	県医 花子	ケンイ ハナコ	1963/09/01	2	〇〇医師会	〇〇病院			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

※全国医師会研修管理システム上で受講管理を行うため、必ず規定の形式のままご入力ください。

福岡県医師会認定総合医(新かかりつけ医)制度と日医かかりつけ医機能研修制度について

	福岡県医師会認定総合医(新かかりつけ医)制度	日医かかりつけ医機能研修制度
目的	生涯教育講座による自己研鑽と地域で保健医療活動に従事され、総合的な診療能力を発揮されている先生方を地域のかかりつけ医として認定する。	今後の更なる少子高齢社会を見据え、地域住民から信頼される「かかりつけ医機能」のあるべき姿を評価し、その能力を維持・向上するための研修を行う。
認定条件	①日本医師会生涯教育認定証の取得 ②地域において「学校医・園医」「産業医・地域産業保健センター活動・健康スポーツ医活動」「平日夜間、休日当番、救急相談等の出務」など16項目にわたる地域保健医療活動の中から、1つ以上(非会員は2つ以上)に従事していること	①福岡県医師会認定総合医(新かかりつけ医)制度認定取得者 ※1 ②応用研修(講義要綱【シラバス】に基づくテキストを用いた座学の研修会を3年間で10単位以上取得(基本的に各講義1時間で1単位)) ※2
認定証	福岡県医師会より認定証・ポスターを交付。	福岡県医師会より修了証書を交付。
諸費用	審査手続き料:会員は無料、非会員は10,000円 登録料:会員は無料、非会員は25,000円	会員:無料 非会員:無料(非会員は福岡県医師会認定総合医(新かかりつけ医)制度の申請時に左記諸費用が必要となる。)

※1 下記の内容を取得していることを意味する

- ・基本研修(日本医師会生涯教育認定証の取得)
- ・実地研修(社会的な保健・医療・介護・福祉活動、在宅医療、地域連携活等を地域で実践し、10単位以上取得。(1つの活動の実施で5単位))

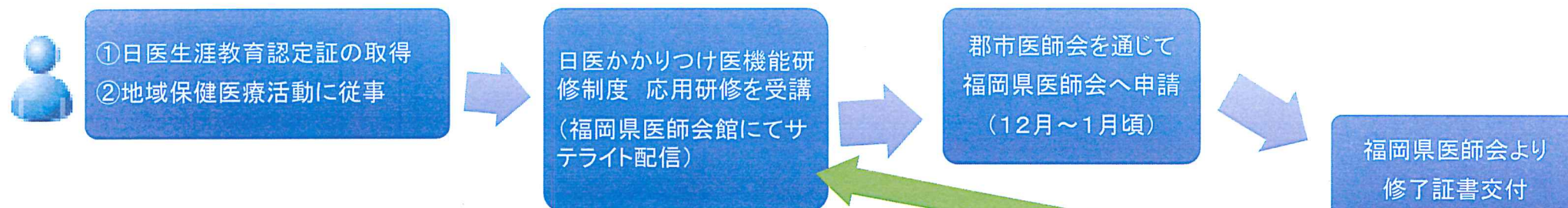
※2 応用研修について

- ・終了申請時の前3年間に於いて下記項目より10単位を取得する。単位数については1～8の各項目につき最大2回までのカウントを認める。
下記1～6については、それぞれ1つ以上の科目を受講することを必須とする。

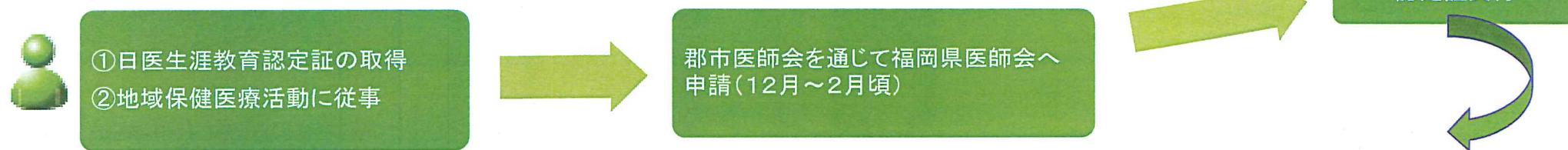
1. かかりつけ医の「倫理」、「質・医療安全」、「感染対策」(各1単位)
2. 「健康増進・予防医学」、「生活習慣病」、「認知症」(各1単位)
3. 「フレイル予防」、「高齢者総合的機能評価(CGA)・老年症候群」(各1単位)
4. かかりつけ医の「栄養管理」、「リハビリテーション」、「摂食嚥下障害」(各1単位)
5. かかりつけ医の在宅医療・緩和医療(1単位)
6. 症例検討(1単位)
7. 「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」等※の受講(2単位)
※平成26年10月13日に開催した日本医師会在宅医リーダー研修会を含む、日本医師会、都道府県医師会、郡市区医師会が主催する当該研修会に準ずる研修会
8. 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了(1単位)

※日医における中央研修の実施後、都道府県医師会に対し、同研修会の実施を依頼予定。

日医かかりつけ医機能研修制度

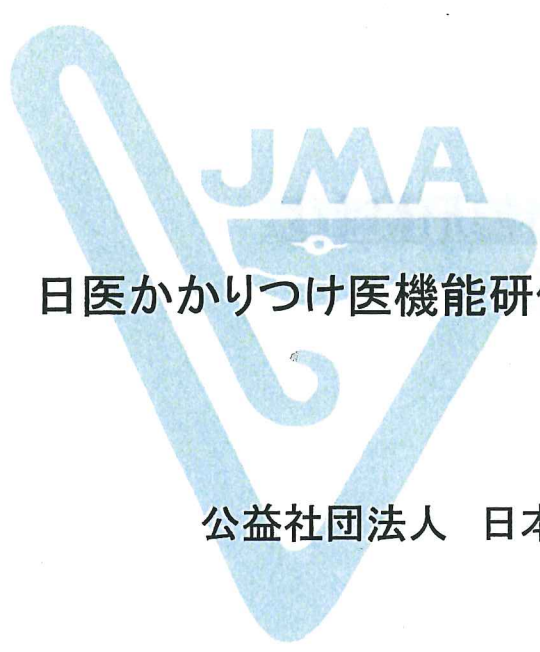


福岡県医師会認定総合医(新かかりつけ医)制度



**【福岡県では本会認定総合医(新かかりつけ医)制度の認定証をもって
総合診療専門医指導医の要件として認められる予定】**

福岡県医師会認定総合医(新かかりつけ医)制度の申請書をもって日医かかりつけ医機能研修制度の申請を受付けることから、日医の制度のみの申請は認めない。
福岡県医師会認定総合医(新かかりつけ医)制度認定取得者の応用研修受講による申請方法、申請時期、地域保健医療活動の取得単位数の整合性については、
12月頃の申請案内時に通知することとする。



日医かかりつけ医機能研修制度について

公益社団法人 日本医師会

平成28年4月作成

目次



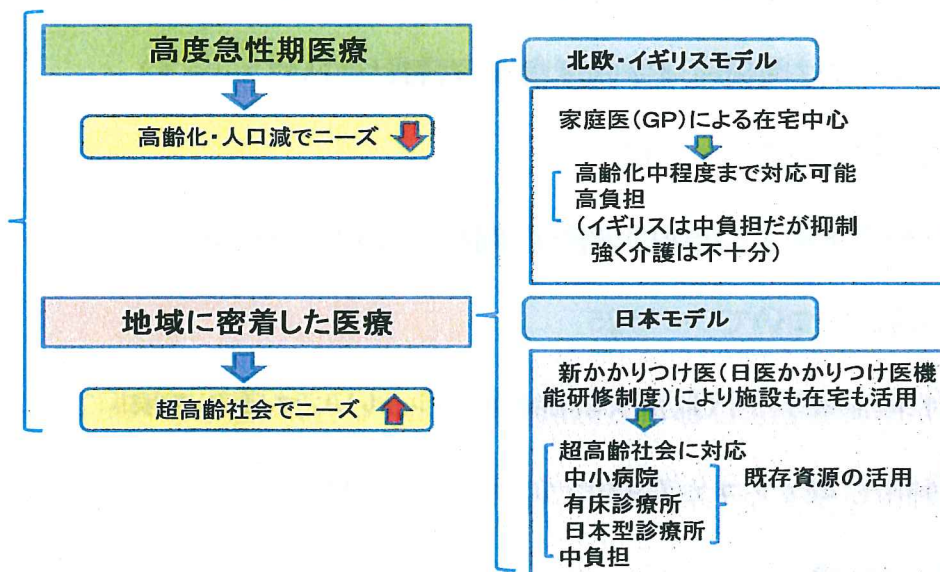
- ◇ 日医かかりつけ医機能研修制度創設の背景について … 3
- ◇ 研修内容について … 13
- ◇ 本研修制度を修了した医師の修了申請について … 19
- ◇ 今後の流れについて … 25
- ◇ 都道府県医師会および郡市区医師会に行っていただく主な事項について … 29
- ◇ 本研修制度に関する主な質問について … 34
- ◇ その他 … 39



日医かかりつけ医機能研修制度 創設の背景について

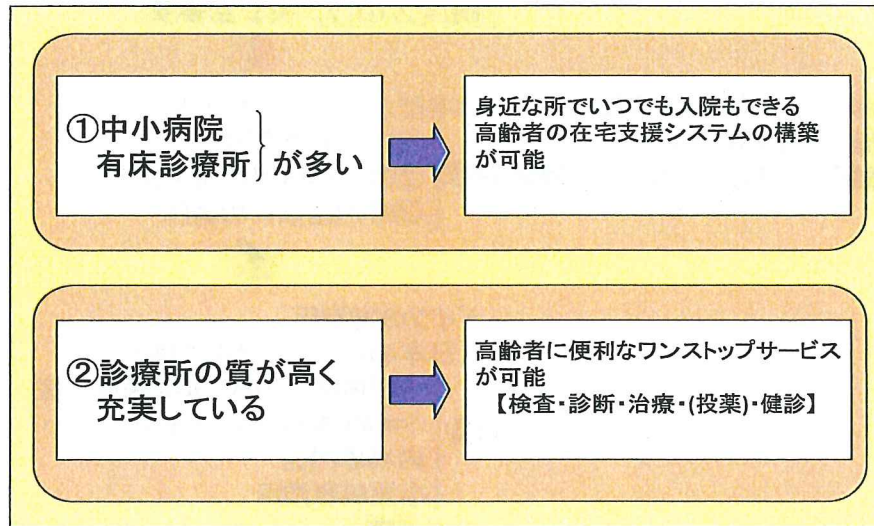
3

今後わが国に必要な医療



4

超高齢社会に適した日本型医療システム



5

かかりつけ医機能の推進

超高齢社会では、認知症などの疾病に加え、高齢者の日常生活の不具合も含めた早期発見、早期治療(対応)の必要性が高まり、かかりつけ医の役割はますます重要になる。外来医療、在宅医療に適切な資源を投入し、「かかりつけ医」を中心として、患者・国民の健康に幅広く対応していく。

かかりつけ医とは

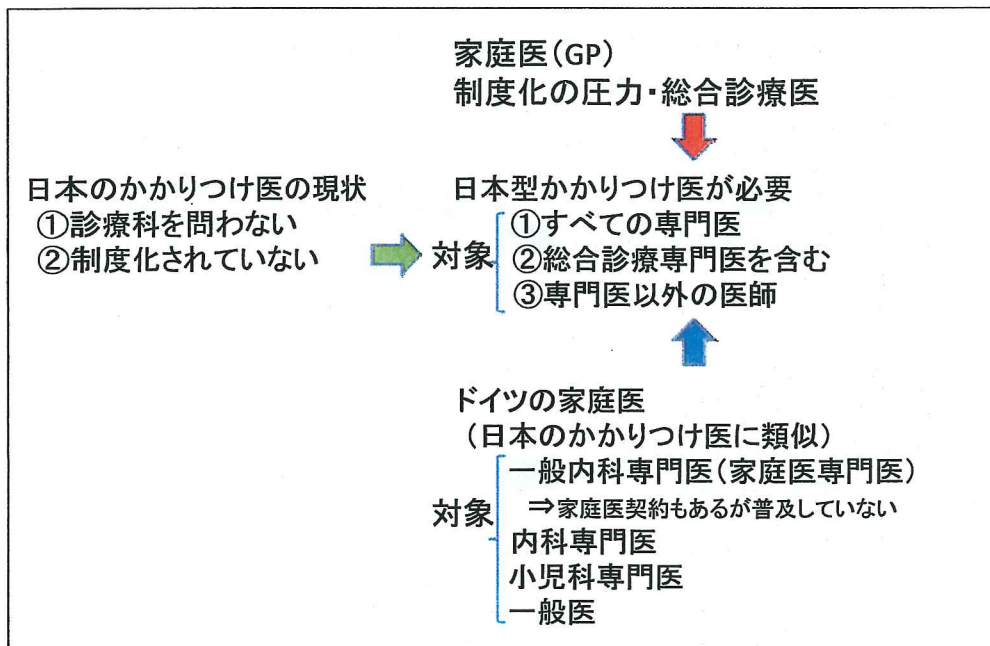
なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師



公益社団法人 日本医師会

6

日本型かかりつけ医の必要性



7

日本型在宅の主役は郡市区医師会



在宅医療だけでなく、医療と介護の連携や
在宅における多職種協働のリーダーは医師が最適



医学部教育の見直しによる一般臨床能力の向上と
日医生涯教育の充実による新かかりつけ医の育成が必要

8

平成27年6月28日 第135回 日本医師会定例代議員会

(個人質問 抜粋)

一つの方向性として、日医が生涯教育制度を通じて質の向上を図ってきた事実上の日医認定医としての性格を有するかかりつけ医を、「総合診療専門医」に時間をかけて移行させるとの方向性が最も理解しやすいのではないかと、この声が聞かれる。

一方、世界に類例を見ないかかりつけ医を軸としたわが国の医療の実態とその実績を考慮すれば、別の選択肢として、かかりつけ医はあくまでも資格制度とは別の概念として、日医が独自にその育成や質の向上に引き続き取り組むとのスタンスも考えられる。ただし、その際には日医が専門医機構に劣らぬ育成や質の保証に対する責任を負うことは言うまでもない。

有効な資格制度のない中で実体として総合診療専門医として地域医療に貢献してきた先生方の将来への不安が繰り返し訴えられ、また医学生、研修医からはどのようなキャリアプランを選択したらいいのかとの戸惑いの声が聞こえる。

組織強化を重要な課題とする日医にとっては、こうした不安や戸惑いに対し、日医として明確なビジョンを示すことは喫緊の課題と考える。

9

平成27年6月28日 第135回 日本医師会定例代議員会

(答弁 抜粋)

総合診療専門医は、2年の臨床研修を修了したのちに選択する19の基本領域に含まれ、あくまで学問的基盤を持つ専門医の1つとして位置づけていくことが重要であると考えている。

一方、わが国では多くの医師が、それぞれの深い専門性を有したうえで自ら研鑽を積み、幅広い視野の下に患者と地域に寄り添うかかりつけ医として診療にあたっている。専門性、診療の領域、診療の場を超えたかかりつけ医の役割が患者さんのさまざまなニーズに合致し、わが国の医療制度を支える大きな柱になっていると考えられる。

日医としては、このかかりつけ医機能の強化こそがこれからの超高齢社会を支える重要な視点ととらえ、このための研修の機会を新たに提供するため、検討を開始しているところである。

かかりつけ医は専門医制度すべてを包含した幅広い概念である。かかりつけ医は資格制度とは別の概念として日医がその育成や質の向上に引き続き取り組んでいく。

先生方の将来への不安に対しては、このかかりつけ医機能強化を進めていく中で解消していくことが必要である。

10

日医かかりつけ医機能研修制度

【目的】

今後のさらなる少子高齢社会を見据え、地域住民から信頼される「かかりつけ医機能」のあるべき姿を評価し、その能力を維持・向上するための研修を実施する。

【実施主体】

本研修制度の実施を希望する都道府県医師会

平成28年4月1日より実施

【かかりつけ医機能】

1. 患者中心の医療の実践
2. 継続性を重視した医療の実践
3. チーム医療、多職種連携の実践
4. 社会的な保健・医療・介護・福祉活動の実践
5. 地域の特性に応じた医療の実践
6. 在宅医療の実践



11

日医かかりつけ医機能研修制度に関する検討体制

2014年8月～

応用研修シラバスの検討および作成

〈構成員〉

- 飯島 勝矢 (東京大学高齢社会総合研究機構 准教授)
- 草場 鉄周 (北海道家庭医療学センター 理事長)
- 清水 恵一郎 (日本臨床内科医会 常任理事)
- 新田 國夫 (全国在宅療養支援診療所連絡会 会長)
- 山脇 正永 (京都府立医科大学 学長特別補佐)
- ◎鈴木 邦彦 (日本医師会 常任理事)
- 羽鳥 裕 (日本医師会 常任理事)

2014年12月～

日医かかりつけ医機能検討会

〈日本医師会常任理事〉

- 小森 貴
- ◎鈴木 邦彦
- 羽鳥 裕
- 松本 純一
- 釜范 敏

〈事務局〉

介護保険課・生涯教育課

・修制度全体に関する役員会協議等
前段階での議論および決定。



連携



協議

理事会

12



研修内容について

13

日医かかりつけ医機能研修制度

【研修内容】

基本研修

・日医生涯教育認定証の取得。

応用研修

・日医が行う中央研修、関連する他の研修会、および一定の要件を満たした都道府県医師会並びに郡市区医師会が主催する研修等の受講。

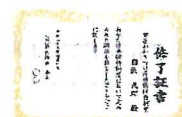
規定の座学研修を10単位以上取得

実地研修

・社会的な保健・医療・介護・福祉活動、在宅医療、地域連携活動等の実践。

規定の活動を2つ以上実施
(10単位以上取得)

3年間で上記要件を満たした場合、都道府県医師会より
修了証書または認定証の発行(有効期間3年)。



14

日医かかりつけ医機能研修制度

応用研修

- ・修了申請時の前3年間に於いて下記項目より10単位を取得する。
単位数については1～8の各項目につき最大2回までのカウントを認める。
下記1～6については、それぞれ1つ以上の科目を受講することを必須とする。
下記1～6については、応用研修シラバスに基づき作成されたテキストを使用する。

1. かかりつけ医の「倫理」、「質・医療安全」、「感染対策」（各1単位）
2. 「健康増進・予防医学」、「生活習慣病」、「認知症」（各1単位）
3. 「フレイル予防」、「高齢者総合的機能評価（CGA）・老年症候群」（1単位）
4. かかりつけ医の「栄養管理」、「リハビリテーション」、「摂食嚥下障害」（各1単位）
5. かかりつけ医の在宅医療・緩和医療（1単位）
6. 症例検討（1単位）
7. 「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」等※の受講（2単位）
※平成26年10月13日に開催した日本医師会在宅リーダー研修会を含む、日本医師会、都道府県医師会、
郡市区医師会が主催する当該研修会に準ずる研修会。
8. 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了（1単位）

15

応用研修

日医では来年度より、シラバスに基づくテキストを用いた座学の研修会（6講義、計6時間）を、中央研修として年に1回のペースで開催予定。（3年かけてシラバスの全項目を網羅する。）

各年度の講義内容（予定）

日医かかりつけ医機能研修制度

応用研修講義要綱
【シラバス】

公益社団法人 日本医師会

平成29年4月

平成28年度 5月22日（日）

- 1: かかりつけ医の倫理
- 2: 生活習慣病
- 3: フレイル予防、CGA・老年症候群
- 4: かかりつけ医の摂食嚥下障害
- 5: かかりつけ医の在宅医療・緩和医療
- 6: 症例検討

平成29年度

- 1: かかりつけ医の質・医療安全
- 2: 認知症
- 3: フレイル予防、CGA・老年症候群
- 4: かかりつけ医のリハビリテーション
- 5: かかりつけ医の在宅医療・緩和医療
- 6: 症例検討

平成30年度

- 1: かかりつけ医の感染対策
- 2: 健康増進・予防医学
- 3: フレイル予防、CGA・老年症候群
- 4: かかりつけ医の栄養管理
- 5: かかりつけ医の在宅医療・緩和医療
- 6: 症例検討

※日医における中央研修の実施後、都道府県医師会に対し、同研修会の実施を依頼予定。
（テキストのデータをお送りいたします。）

16

日医かかりつけ医機能研修制度 平成 28 年度応用研修会
プログラム (案)

開催日：平成 28 年 5 月 22 日 (日)

10:00	(1) 開会・挨拶 (5分)	日本医師会長 横倉 義武
10:05	1. かかりつけ医の倫理 (60分)	新田 國夫 (全国在宅医療文脈診療所連絡会 会長) 箕岡 真子 (東京大学大学院医学系研究科 医療倫理学分野 客員研究員)
11:05	2. 生活習慣病 (60分)	寺本 民生 (帝京大学 臨床研究センター センター長)
13:00	3. フレイル予防、高齢者総合機能評価(CGA)・老年症候群 (60分)	飯島 勝矢 (東京大学 高齢社会総合研究機構 准教授)
14:00	4. かかりつけ医の摂食嚥下障害 (60分)	山脇 正永 (京都府立医科大学 学長特別補佐)
15:10	5. かかりつけ医の在宅医療・緩和医療 (60分)	草場 鉄周 (医療法人 北海道家庭医療学センター 理事長) 和田 忠志 (いらはら診療所 在宅医療部)
16:10	6. 症例検討 (60分)	草場 鉄周 (医療法人 北海道家庭医療学センター 理事長)
17:10	(2) 閉会・挨拶 (5分)	日本医師会常任理事 鈴木 邦彦

17

日医かかりつけ医機能研修制度

実地研修

- ・修了申請時の前3年間において下記項目より2つ以上実施していること。
1項目実施につき5単位とし、10単位を取得する。

1. 学校医・園医、警察業務への協力医
2. 健康スポーツ医活動
3. 感染症定点観測への協力
4. 健康相談、保健指導、行政(保健所)と契約して行っている検診・定期予防接種の実施
5. 早朝・休日・夜間・救急診療の実施・協力
6. 産業医・地域産業保健センター活動の実施
7. 訪問診療の実施
8. 家族等のレスパイトケアの実施
9. 主治医意見書の記載
10. 介護認定審査会への参加
11. 退院カンファレンスへの参加
12. 地域ケア会議等※への参加(※会議の名称は地域により異なる)
13. 医師会、専門医会、自治会、保健所関連の各種委員
14. 看護学校等での講義・講演
15. 市民を対象とした講座等での講演
16. 地域行事(健康展、祭りなど)への医師としての出務

18

本研修制度を修了した医師の修了申請について

19

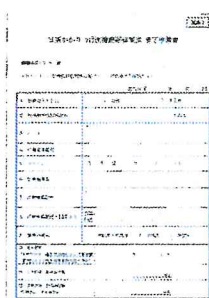
本研修制度の修了申請を行う医師(以下、申請者)は、下記の4点の書類をご用意ください。

- ①日医生涯教育認定証のコピー(修了申請時において認定期間内であるもの。)
- ②【別添1】日医かかりつけ医機能研修制度 修了申請書
- ③【別添2】日医かかりつけ医機能研修制度 応用研修受講報告書
- ④【別添3】日医かかりつけ医機能研修制度 実地研修実施報告書

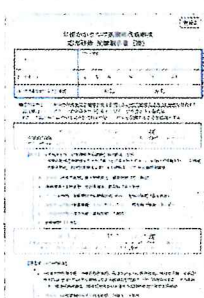
①



②



③



④



20

氏名や医療機関名、各研修の取得単
位数等を記入していただく申請書です。

21

必要事項を記入の上、申請者が応用研修を受講した際の参加証のコピー等を当該報告書の貼り付け欄に添付してください。

貼り付け欄への添付が困難な場合は、参加証のコピー等を当該報告書にホチキス止めするなど、参加証のコピー等の有無が分かるように添付してください。

22

【別添3】 実地研修 実施報告書

申請者の自己申告により、当該活動の実施の有無等を記載していただきます。
(当該活動を実施したことが確認できる書類等があるものについては、可能な限り併せて提出。)

項 目	実施の有無 (○を記載)、または 具体的内容を記載してください。
1. 学校区・南区、警察業務への協力	
2. 健康スポーツ区民活動	
3. 感染症定常観測への協力	
4. 健康相談、保健指導、府政（保健所）と契約して行っている検診・定期予防接種の実施	
5. 早朝・休日・夜間・救急診療の実施・協力	
6. 産業医・地域産業保健センター活動の実施	
7. 訪問診療の実施	
8. 家族等のレスパイトケアの実施	
9. 主治医意見書の記載	
10. 介護認定審査会への参加	
11. 退院カンファレンスへの参加	
12. 地域ケア会議への参加（出席者は地域により異なる）	
13. 医師会、専門医会、自治会、保健所関連の各種委員	
14. 看護学校等の講義・講演	
15. 市民を対象とした講座等での講演	
16. 地域行事（健康展、祭りなど）への医師としての出席	

※ その他、社会的な保健・医療・介護・福祉活動、在宅医療、地域連携活動等として実施している活動があれば下記に記述してください。

17.
18.
19.

【郡市区医師会記入欄】（申請者は医師会会員の場合はのみ）

申請者は「社会的な保健・医療・介護・福祉活動、在宅医療、地域連携活動等」として、上記記載の活動を指定の範囲内に実施していることを認めます。

医師会長

会 長 氏 名

印

申請者が医師会会員の場合、郡市区医師会において申請者の実地研修実施の有無を可能な限りご確認いただき、郡市区医師会長の署名による承認をお願いいたします。

23

【本研修制度を修了した医師の申請手順について】



医師会会員

郡市区医師会へ申請

【提出物】

- ①日医生涯教育認定証のコピー
- ②【別添1】修了申請書
- ③【別添2】応用研修受講報告書
- ④【別添3】実地研修実施報告書

郡市区医師会

- 会員による申請の受付。
- 実地研修を実施したか可能な限り確認。
- 提出物を確認の上、申請者を取りまとめ、郡市区医師会長の署名による承認の上、都道府県医師会へ報告。

※都道府県医師会による代行も可能。



医師会非会員

医療機関所在地の都道府県医師会へ申請

【提出物】

- ①日医生涯教育認定証のコピー
- ②【別添1】修了申請書
- ③【別添2】応用研修受講報告書
- ④【別添3】実地研修実施報告書

都道府県医師会

- 郡市区医師会が取りまとめた申請者（会員）の確認。
- 非会員による申請を受け、面接による申請内容の確認。
- 理事会等における承認。
- 修了証書または認定証の発行。

24



今後の流れについて

25

【本研修制度に関する平成28年度のスケジュール(例)】

2016年 4月	本研修制度開始
5月	平成28年度 応用研修会(日医主催の中央研修)の開催(5月22日) TV会議システムによる同時中継の実施
6月	
7月	
8月	
9月	平成28年度 応用研修会(都道府県医師会主催)の開催 ※開催の有無や時期については都道府県医師会のご判断
10月	
11月	
12月	修了申請の受付期間
2017年 1月	
2月	①申請された情報を研修管理システムへ入力 ②修了証書・認定証の発行
3月	
4月	修了証書・認定証の交付

26

日医かかりつけ医機能研修制度 都道府県医師会実施意向調査結果

平成28年4月より実施： 22ヶ所

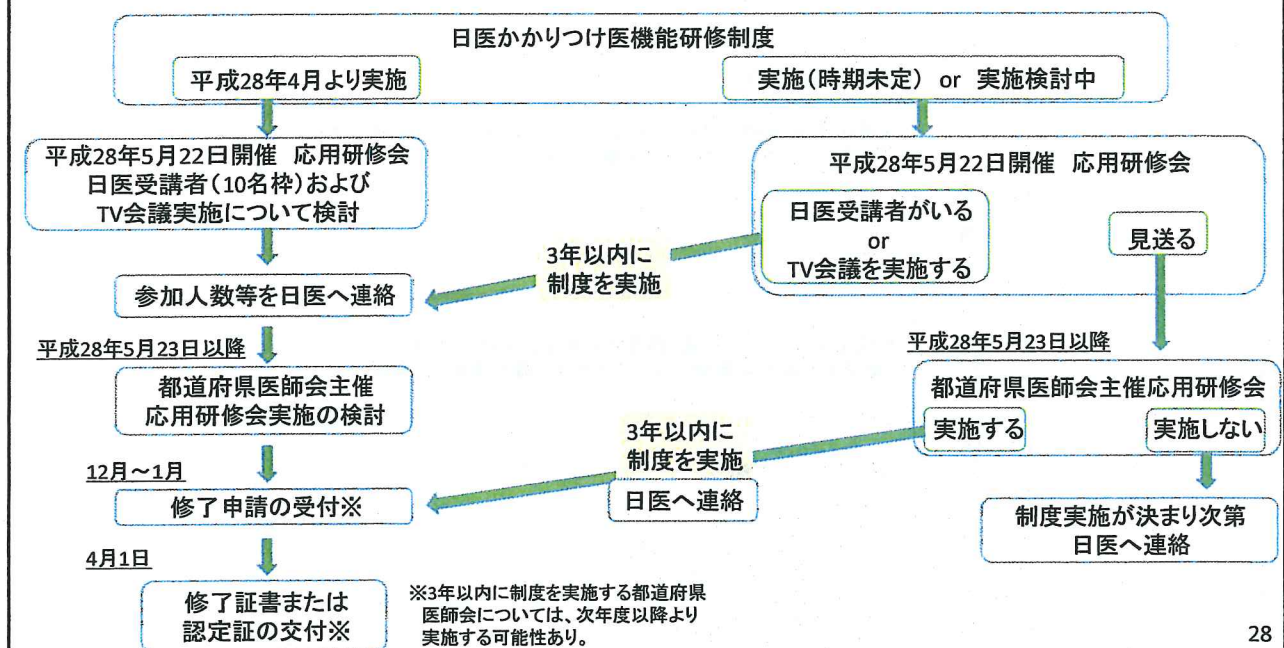
実施(時期未定)： 8ヶ所

実施検討中： 17ヶ所

実施予定なし： 0ヶ所

27

【本研修制度の実施にあたって】



28



都道府県医師会および郡市区医師会に行っていただく主な事項について

29

【都道府県医師会】

(1) 応用研修受講機会の確保

■ TV会議システムによる応用研修会(日医主催の中央研修会)受講機会の確保。
(※都道府県医師会の判断による。)

■ 応用研修会(都道府県医師会主催)の実施。
(※都道府県医師会の判断による)

等

(2) 研修受講管理

■ 郡市区医師会において修了申請の受付が困難な場合の代行受付。

■ 申請者が医師会非会員の場合、面接による申請内容の確認。

■ 申請された情報を研修管理システムへ入力。(研修管理システムの詳細は後述)

■ 修了証書または認定証の交付。

等

30

【郡市区医師会】

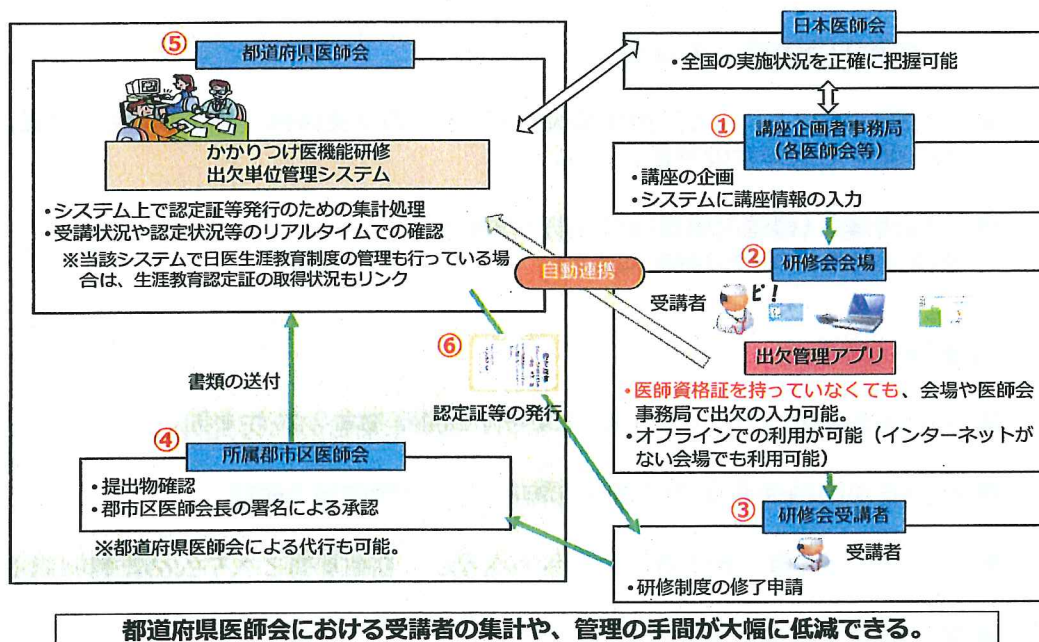
(1) 医師会会員による申請の受付

- 修了申請のあった医師が実地研修実施の有無を可能な限り確認。
- 「実地研修 実施報告書」に郡市区医師会長の署名による承認の上、申請者を取りまとめ、申請書類を都道府県医師会へ送付。

※郡市区医師会において申請者の受付が困難な場合、都道府県医師会が代行して申請を受け付けることも可能。また、「実地研修 実施報告書」に郡市区医師会会長が署名できない場合、都道府県医師会会長が代行して署名を行うことも可能。

31

新たな研修管理システムによる受講管理と一連の流れ



32

○現在、平成28年5月22日(日)に日医が実施する応用研修会およびTV会議システムによる受講の管理を、新たな研修管理システムにおいて行うことができるよう、システム開発を行っているところです。

○システムが完成次第、都道府県医師会にご提供いたします。

33



本研修制度に関する主な質問について

34

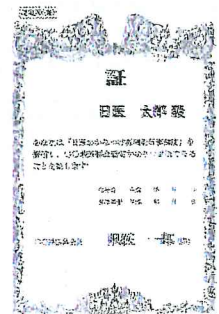
①修了証書または認定証の違いは何か？

【修了証書の記載文案】

あなたは「日医かかりつけ医機能研修制度」を修了したことを証します。

【認定証の記載文案】

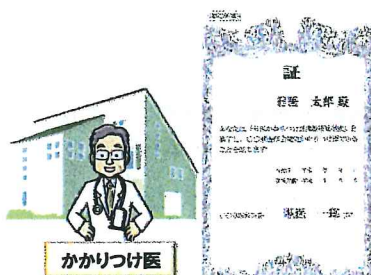
あなたは「日医かかりつけ医機能研修制度」を修了し、
〇〇県医師会認定かかりつけ医であることを証します。



- ・違いは、「〇〇県医師会認定かかりつけ医」(例:東京都医師会認定かかりつけ医)という記載の有無。
- ・本研修制度を修了した医師を、都道府県医師会認定のかかりつけ医として位置づけるかどうか。

35

②修了証書または認定証を取得すると何があるのか？



- ・当該医師が地域のかかりつけ医として活動し、研鑽を続けていることを示すものとなり、地域住民からのより一層の信頼にも繋がる。
- ・また、まだかかりつけ医を持たない地域住民にとっては、かかりつけ医を持つひとつのきっかけになるのではないかと考える。

※証書の院内掲示や、各医師会のホームページに修了者のいる医療機関名の掲載等

私のかかりつけ医の先生は、しっかりと研修を受けている先生だったんだなあ



この先生に私たちのかかりつけ医になってほしいとお願いしようか。



36

③都道府県医師会において、本研修制度を実施するか検討中であるが、その段階であっても管内の医師が日医主催の応用研修会への参加を希望した場合、その受講は可能か？

都道府県医師会において本研修制度を実施する前であっても、

可能

①当該都道府県内の医師が日医主催の応用研修会に参加する。

②当該都道府県医師会が日医主催の応用研修会をTV会議で実施する。

③当該都道府県医師会主催の応用研修会を開催する。

ただし、応用研修受講により取得した単位の有効期間は3年間のため、
①～③を行った場合、3年以内に本研修制度を実施する必要がある。

37

④日医より支援金は支給されるのか？支給される場合、その要件は？

本研修制度に係る支援金：都道府県医師会に対し、10万円(平成28年度)

【支給要件】

1. 平成28年度中に本研修制度を実施する都道府県医師会。
2. 平成28年度中に本研修制度を実施しない都道府県医師会であって、
 - ①平成28年度に日医主催の応用研修会をTV会議で実施する場合。
 - ②平成28年度に都道府県医師会主催の応用研修会を開催する場合。

※いずれの場合も、受講者の受講管理業務が発生するため。

38

その他

39

平成28年3月4日 毎日新聞 朝刊

かかりつけ医 役割は？ 地域医療担い専門医紹介

なるほど！



なるほど！ 最近、「かかりつけ医」って聞くけど、どんな人？
記者 身近な地域の診療所や中小病院のお医者さんのことです。日本医師会などの定義では①なんでも相談できる②最新の医療情報を熟知し、必要時には専門医を紹介できる③地域医療などを担う総合的な能力がある——としています。

Q 国が決めているわけではないんだ。

A 国は、「かかりつけ」として期待される役割を果たしている診療所などの収入が増えるように、診療報酬で優遇しています。

Q 4月からは認知症の人や子供のかかりつけもできるって聞いたけど。

A はい。「かかりつけ」の役割を果たしている診療所などが認知症の患者を診る場合です。認知症以外の診療もしていることが条件です。子供のかかりつけは、原則3歳未満が対象で、健診結果を把握し健康相談にのじたり、予防接種のスケジュールをアドバイスしたりします。常時、電話での問い合わせに應じることや、自治体の乳幼児健診を実施するなど地域への貢献も求められます。

Q かかりつけ医ってそんなに大事なの？
A 大病院に軽症の人が多く来ると、専門的な医療に時間を割けなくなります。厚生労働省は、専門的な医療が必要かどうかの判断を、かかりつけ医に求めています。

Q どこに行けばいいかわからないよ。
A 日本医師会は4月から、かかりつけ医の研修を始め、認定証を交付するので参考にすることもできます。

回答・堀井恵里子（政治部）

掲載テーマを募集しています
TEL 03-5561-0101（毎日新聞）なるほど！係



2016.3.4

※この記事には一部誤りがあり、本研修制度の修了者には、実施主体である都道府県医師会より修了証書または認定証が交付される仕組みとなっております。

40

平成28年3月6日 NHKニュース

日本医師会が「かかりつけ医」認定制度開始へ NHKニュース

日本医師会が「かかりつけ医」認定制度開始へ

3月6日 4時52分

日本医師会は、新年度・平成28年度の診療報酬改定で、患者の健康を日常的に把握して治療などに当たる「かかりつけ医」が推進されることを踏まえ、独自の研修を設けてかかりつけ医の認定制度を始めることになりました。

医療機関に支払われる診療報酬の新年度の改定では、患者の健康を日常的に把握して治療などに当たる「かかりつけ医」を推進するため、小児科などの分野で診療報酬を加算することなどが盛り込まれました。これを踏まえ、日本医師会は来月から全国の都道府県の医師会と連携して独自の研修を設け、かかりつけ医の認定制度を始めることになりました。

具体的には、幅広い知識を持つ医師であることを示す日本医師会の「生涯教育認定証」を取得したうえで、かかりつけ医に必要な倫理や具体的な症例などを学ぶ「応用研修」と、地域の学校や自治会などで医療に関する活動を行う「実地研修」で、一定の単位を取得した医師をかかりつけ医として認定するとしています。

日本医師会は「この認定制度は、地域のかかりつけ医として活動し、研さんを続けていることを示すもので、地域住民からの一層の信頼につなげたい。かかりつけ医を持っていない人が、かかりつけ医を持つきっかけにもなってほしい」としています。

※この記事には一部誤りがあり、本研修制度の修了者には、実施主体である都道府県医師会より修了証書または認定証が交付される仕組みとなっております。

41

ご意見・ご質問等ありましたら、日医担当事務局までお申しつけください。

TEL: 03-3942-6491(直通)

E-mail: kaigo@po.med.or.jp



42

日医かかりつけ医機能研修制度に係る Q&A
【Vol. 1】

平成 28 年 1 月 19 日

Q1. どのような医師が受講対象となるのか。

受講対象者は、地域住民のかかりつけ医となるすべての医師です。診療科や主たる診療の場は問いません。

Q2. この研修制度を受講するメリットは何か。

本研修制度を修了した医師には、都道府県医師会より修了証書または認定証が授与されます。受講するメリットとしては、例えばこれらの証書を院内掲示することにより、患者さんに対して、その医療機関の医師が地域のかかりつけ医として活動し、研鑽を続けている医師であることを示すことになり、これは同時にそのかかりつけ医にかかる患者さんのメリットであるとも考えられます。また、都道府県医師会によっては、都道府県医師会のホームページに本研修制度を修了した医師のいる医療機関を掲載することなどが考えられ、本研修制度を修了した医師数は地域医療の充実度の指標の一つとなることも考えられます。

Q3. 最短でどの程度の期間で修了できるのか。

各研修の修了要件の概要は下記のとおりです。

【基本研修】日医生涯教育認定証の取得（認定期間内のもの）

【応用研修】規定の座学研修を10単位以上取得（原則1時間/1単位）

【実地研修】規定の活動を2つ以上実施（1つの活動につき5単位で10単位以上取得）

本研修制度開始時にすでに基本研修、実地研修の要件を満たしている場合、応用研修として座学の研修を原則10時間以上受講することで本研修制度を修了することになります。日本医師会においては、平成28年度より中央研修として「日医かかりつけ医機能研修制度応用研修会（仮称）」を実施する予定であります。また、平成28年度以降、都道府県医師会に対しても同様の研修会の開催をお願いしたいと考えております。したがって、都道府県医師会においても同研修会が実施される場合、最短で1年で本研修制度を修了することも可能です。

Q4. すべての研修要件を満たした場合、すぐに修了申請を行うことは可能か。

修了申請の受付時期は、研修管理システム運用の都合により、原則として毎年12月～1月の2ヶ月間です。なお、修了証書または認定証は、翌年度の4月1日付で交付されます。

Q5. この研修制度は日本医師会が実施している「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」とは違うのか。

本研修制度は、「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」と異なり、診療報酬算定要件に結びつくものではなく、日本医師会が考える本来の『かかりつけ医機能』のあるべき姿を更に充実・強化するために実施するものです。

Q6. 一度修了証書または認定証を取得すればその後は各研修を受講しなくてよいのか？

本研修制度の修了証書または認定証の有効期間は3年間です。有効期間終了後に再度修了証書または認定証を取得される場合には、「継続的な研修」が必要となります。「継続的な研修」の要件については、今後日本医師会よりお示しいたします。

Q7. 過去に日医生涯教育認定証を取得しているが、それをもって基本研修は修了したことになるのか？

基本研修の修了要件は修了申請時に認定期間内の日医生涯教育認定証を有していることとしております。なお、日医生涯教育認定証の認定期間は3年間です。

Q8. 応用研修の「各年度の講義内容（予定）」に、各年度同じ名称の講義が一部予定されているが、当該講義については各年度同じ内容の講義を行うのか。

応用研修の講義のうち、「フレイル予防、CGA・老年症候群」、「かかりつけ医の在宅医療・緩和医療」、「症例検討」は、各年度同じ講義名としておりますが、これらについては年度によってより新しい内容を扱うなど、講義の内容は各年度異なります。

Q9. 日医が実施する「日医かかりつけ医機能研修制度応用研修会（仮称）」の受講後に、都道府県医師会等において実施されるすべて同内容の研修会を受講した場合、後者は応用研修の単位として認められるのか。

同内容の講義については、最大で 2 回まで応用研修の単位としてカウントすることが可能です。

Q10. 日医生涯教育講座の中には、本研修制度の応用研修と同じ名称の講座があるが、当該日医生涯教育講座を受講すれば応用研修の単位として認められるのか。

応用研修の単位として認められる研修は、「本研修制度応用研修シラバスに基づき作成されたテキスト（以下、日医応用研修テキスト（仮称））を用いて実施される座学の、①都道府県医師会、市区医師会主催による研修会、②日医生涯教育講座」としております。したがって、日医応用研修テキスト（仮称）を用いて実施される座学の日医生涯教育講座については、応用研修の単位として認められます。

Q11. 日医応用研修テキスト（仮称）を用いた 30 分の講義を受講した場合は、応用研修の単位として 0.5 単位の取得が可能か。

日医応用研修テキスト（仮称）は、各項目 1 時間の講義となる内容で作成しております。したがって、1 時間に満たない講義を受講した場合は、応用研修の単位として認められません。

Q12. 実地研修に規定された活動については、実施したことを証明する書類等の提出が必要か。

実地研修は「実地研修 実施報告書」にその活動を行った医師の自己申告による記載の後、郡市区医師会長の署名による承認により、当該活動の実施を証明するものです。実地研修に規定された活動の中には、当該活動の実施を証明する書類等の提出が困難なものも含まれているため、当該活動の実施を証明する書類等の提出は必須ではありませんが、活動を実施したことが確認できる書類等があるものについては、可能な限り併せて提出をお願いいたします。

日医かかりつけ医機能研修制度に係る Q&A
【Vol. 2】

平成 28 年 3 月 1 日

Q1. 本研修制度を修了した医師と総合診療専門医との違いは何か。

今後、新たな専門医として総合診療専門医の養成が開始されますが、総合診療専門医はあくまで学問的な位置づけであり、将来、総合診療専門医の資格を持った医師も、地域医療を実践する際には本研修制度を受講していただきたいと考えております。

このようなことから、本研修制度の受講対象となる医師は、地域住民のかかりつけ医となるすべての医師であり、診療科や主たる診療の場は問わないとしております。

Q2. 応用研修会を途中入室及び途中退室した場合、受講履歴はどうなるのか。

応用研修会の研修については、講義別に1時間1単位として認められます。

したがって、当該応用研修会が複数の講義から構成される研修会である場合（例：3つの講義を行う3時間の研修会）、途中入室及び退室した場合であっても、講義別に単位の取得が可能です。

例えば、1講義目の途中で入室し、2講義目はすべて受講、その後3講義目の途中で退室した場合は、2講義目の研修のみ受講したものとして、1単位の取得が認められることになります。

Q3. 応用研修および実地研修については、修了申請時の前3年間に必要単位数を満たすこととされているが、「修了申請時」とはいつを指すのか。

修了申請の受付期間は原則毎年12月～1月の2ヶ月間としておりますが、「修了申請時」の考え方といたしましては、研修管理システムの運用上、全国一律で12月31日といたします。

よって、修了申請を行った際に応用研修および実地研修の単位として計算される対象期間は、3年前の1月1日からその年の12月31日までとなります。（下記例を参照）